



鴨川市児童育成支援拠点事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年7月13日

鴨川市長 佐々木 久之



鴨川市告示第129号

鴨川市児童育成支援拠点事業実施要綱の一部を改正する告示

鴨川市児童育成支援拠点事業実施要綱（令和8年鴨川市告示第102号）の一部を次のように改正する。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要と認める場合は、住民基本台帳に記録されていることを要しない。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。